

令和元年10月10日

各部長、次長、課長

市長 小紫 雅史

### 令和2年度予算編成方針について

令和2年度の予算編成にあたって、生駒市予算規則第4条の規定により、予算編成方針を下記のとおり定めたので、これに則り十分留意の上、予算要求されるよう通知する。

### 記

#### 1 日本経済と国の財政・地方財政の動向

わが国の経済は、内閣府の9月の「月例経済報告」によると、景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復しており、先行きについても、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される、としている。

また、政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太方針2019）において、我が国が直面する、生産性と成長力の伸び悩み、大規模自然災害の頻発、社会保障と財政の持続可能性などといった、大きな課題や喫緊の課題は、枚挙に暇がないが、特に、これまで世界的にも経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁になっている。こういった様々な課題を克服し、持続的かつ包括的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、目指すべき最重要目標である。

「経済再生なくして健全化なし」の基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化という財政健全化目標の達成を目指

すとした。そして地方行財政改革としては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された、地方の財政水準においては、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度までにおいて、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する、という目安に従って、歳出改革等の加速・拡大に取り組むなかで、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化につなげる、としている。

そのような中、総務省が発表した「令和2年度の地方財政の課題」においては、上記「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運用に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保する、としている。

また、これと同時に示された「令和2年度地方財政収支の仮試算(概算要求時)」では、令和元年度と比較して、歳出は、社会保障費等の増により一般行政経費がプラス4.5%、歳入では、地方税等がプラス1.8%、地方交付税はプラス4.0%、臨時財政対策債はプラス3.2%と試算し、一般財源ベースで2.0%の伸びが見込まれている。

## 2 本市の財政状況と見通し

平成30年度一般会計決算は、前年度に比して、歳入では国・県支出金や市債などが減少したものの市税や地方消費税交付金などが増加し、また歳出では、病院事業会計負担金や積立金、他会計繰出金などが増加したものの私立保育所施設整備費補助金など普通建設事業費が大幅に減少したこともあって、実質収支は11億3,000万円となった。しかし、今後において社会保障費をはじめとする経常経費の伸びが、依然として見込まれることから、厳しい状況であることに変わりはない。

これらを受け、令和2年度の歳入については、地方消費税交付金を地方消費税増税の影響により4億8,000万円の増、地方交付税を地方財政収支の仮試

算などから、令和元年度交付決定額と同額とし約1億3,200万円の増を見込むが、市税は、令和元年度決算見込値に基づき前年度並みと見込むことなどで、一般財源全体額は前年度比で約4億4,000万円の増と、厳しい状況を見込んでいる。

この歳入の状況から、歳出については、社会保障関係費は、従来からの費用の伸びに加え、令和元年度に実施された幼児教育及び保育の無償化の影響もあり、引き続き増加が見込まれるものの、平成30年度実績をもとに抑制し、その他の経費についても、新規・主要事業ヒアリングなどを通じ今後厳しく精査し、令和2年度一般財源所要額は、対前年度比1.7%増の約266億円に抑えることを方針とする。

このような厳しい財政状況下における普通建設事業の執行にあたっては、以前にも増して計画性が求められるため、都市計画道路をはじめ、下水道浄化センターや清掃センター等の都市施設のバリアフリー化、耐震補強や老朽化対策といった改修や更新は、都市計画事業化のうえ実施するものとする。

### 3 基本方針

ここ数年、各種財政指標は健全な状態を保ちつつ、実質収支の増もあって、平成30年度決算においては、29年度に引き続き単年度収支、実質単年度収支の黒字化に至り、改善の兆しが見えるが、経常収支比率の上昇など懸念される点も垣間見え、また、一般財源の確保も厳しさを増す中、それらを有効に活用し、諸事業・諸施策を進めるためには、既存事業の廃止も含む、更なる事業の厳選や経費の精査、積極的な財源の確保などを行い、持続可能な財政運営を目指す必要がある。

そのため、新規・主要事業ヒアリング採択事業や第6次生駒市総合計画において重点施策・重点分野等として設定した施策を中心に着実に取り組む一方、現状維持に留まらず、事務事業全般について、見直し・合理化、廃止を一層進めるなど、人口減少・少子高齢化をはじめとする諸課題に対応し、時代のニーズに合った行政サービスを提供できるよう再検証することで、『みんなで創る、

日本一楽しく住みやすいまち「生駒」』を目指し、引き続き最大限努力するものとする。

#### 4 留意事項

##### (1) 総括的事項

- ① 新規事業や重要な先導的事業は、国の予算措置の関係など特別な場合を除き、必ず当初予算において要求すること。
- ② 元金・利子償還額について交付税算入のない市債の借入りに頼らない予算編成とすること。
- ③ 社会保障・税一体改革に伴う子ども・子育て支援、医療・介護のサービス改革等の社会保障、災害対策、環境政策等、様々な分野において制度変更が予測されること、また、市の施策に活用できる新たな制度や事業もあることから、県のみならず、国やその他の機関の関連情報を積極的に収集し、可能な限り予算に反映させること。  
また、令和元年10月1日から幼児教育の無償化が行われているが、令和2年度からの財源等の変更点については、特に留意すること。
- ④ 平成30年度に策定された第6次生駒市総合計画第1期基本計画(計画期間令和元年度～令和5年度)を踏まえ、新規・主要事業ヒアリングで採択した事業については、採択した額以内での要求とするが、近年の厳しい財政状況も踏まえ、行政改革を念頭に事業費を精査し、一般財源の圧縮に努めること。
- ⑤ シティプロモーションの重要性を常に意識し、効果的なPRの方法を精査のうえ、必要に応じて予算に反映させること。
- ⑥ 指定管理者制度を有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識を持ち、創意工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を得られるよう努めること。ただし、職員が自ら考えるべき施策の方向性や事業の内容などについては安易に委託に頼らないようにすること。

- ⑦ 市民団体等との「協創」を常に意識し、信頼関係に基づく連携を促進し、より効果的で効率的な行政運営を実現すること。
- ⑧ 新たに予算を伴うこととなる条例、規則等の制定又は改正に関しては、地方自治法第222条の規定に基づき、必要な予算上の措置を的確に講じたうえで、条例の提案、規則等の制定又は改正を行うこと。また、平成31年4月8日付けで通知した「財政負担を伴う条例、分野別計画等の制定改廃等の事務処理手順について」に留意すること。
- ⑨ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑩ 他課や他団体と関連する部分等があるものにおいては、予算要求時まで十分に調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- ⑪ 市議会、同決算審査特別委員会及び監査委員から指摘のあった事項については、総合的判断のもと、的確に処理すること。また、現在策定作業中の行政改革大綱及び行政改革推進委員会から今後数次に渡って提出予定の意見書（第1次は令和元年9月13日提出済み）の内容を検討の上、真摯に対応すること。
- ⑫ 指定管理者制度において、指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、予め債務負担行為の予算が必要となるので留意すること。
- ⑬ 施設の改修等については、今後のファシリティマネジメントの方向性に留意すること。

## （2）歳入に関する事項

自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県支出金等の特定財源については広く情報を収集し、その積極的確保と効率的活用を図ること。

### ① 市税

歳入に占める市税の重要性に鑑み、税制改正内容を確実に把握し、かつ、経済の現実に即応して収入額を算定し予算計上すること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、徴収率の向上に更に特段の努力を払うこと。

## ② 負担金、使用料及び手数料等

平成22年9月10日付で通知した事務事業の見直しの中の「使用料・手数料等負担の見直しの考え方」に基づき、可能なものから利用者負担額の算定方法について十分な調査研究を行い、適正な受益者負担を図り、実態に即しないものについては、条例等を整備し料金改定によってその増収を図るように努めること。また、市民負担の公平の観点から、収納率の向上に努めること。また、各種施設等の使用料収入は適切な見積もりの上、相当額を予算要求すること。

## ③ 国・県支出金

(1) ③に記載したとおり様々な分野において制度変更が予測されることから、国庫補助、国庫負担事業の動向に特に留意するとともに、そのなかにあつて各省庁において重点分野の新規補助の創設等があり、それが本市にとって有効である場合は積極的に活用すること。また、予算計上にあつては、収入の確実なものについて計上すること。

なお、政府における経済対策や災害対策、またそれに基づく令和元年度補正予算を編成する動きにも留意し、これが実現する場合、一部事業は令和元年度補正予算に前倒しすることも想定しておくこと。

## ④ 市債

実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図るため、安易に財源を市債に求めた計画にならないようにすること。また市債を財源とする場合においても元利償還金について後年度に交付税措置のない市債は財源としないこと。

## (3) 歳出に関する事項

既存の事務事業全般にわたり制度の根本にまで遡ったうえで見直し、前例踏襲的に漫然と事業を行うのではなく、従来の意識や発想を転換し、費用対効果を意識した行政経営感覚を持ちながら、節減、合理化に努めること。また新規事業については事業効果等を十分精査すること。

### ① 人件費

財政健全化の基本として、機構及び事務の改善合理化等を強力に推進すること。時間外勤務手当については、縮減の取組みを引き続き継続することを前提に予算要求すること。

また、令和2年度から制度改正となる会計年度任用職員は、人件費での要求となるので十分注意すること。

## ② 物件費

物件費の増加が経常収支比率上昇の大きな要因となるため、従来の実績や慣行にとらわれず、経費の計画的、効率的使用に留意し、節減合理化に一層の努力を払うとともに、既定経費を見直しすること。また、委託料については、市民サービスに支障を来さないよう注意を払いながら、仕様を再度精査するとともに、予算要求にあたっては競争入札による契約を原則とし、やむを得ず随意契約での契約となるものにあっても、相手方の選定について透明性を確保するとともに、必ず価格交渉をし、経費節減を図ること。

計画策定等については、外部委託に頼ることなく可能な限り職員によって行い、職員の能力開発と経費の節減を図ること。また、会議録の調整、報告書の作成等は、より効率的・効果的な手法を検討すること。

また、後年度の財政負担を伴う分野別計画の策定に関しては、平成31年4月8日付けで通知した「財政負担を伴う条例、分野別計画等の制定改廃等の事務処理手順について」に留意すること。

## ③ 維持補修費

施設の補修経費は、老朽化が進むなか、市民サービスを維持していく上でいかに施設を良好に維持していくかが大きな課題となっており、各施設の寿命を効率的に延ばすことができる方法を検討すること。また、今後のファシリティマネジメントの方向性も十分考慮の上、将来的に市の財政を圧迫することがないように状況を的確に把握し、計画的、効率的に実施すること。そのなかにおいて、修繕を加えなければ市民サービスに大きな影響を与えるものを優先すること。

なお、建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった建築物及び設備関係の修繕（指定管理者管理運営施設の修繕も含む）については別に修繕料の予算枠を確保するものとする。

#### ④ 補助費等

補助金（含マイサポいこまに係る生駒市市民活動支援金）については、広く市民ニーズに沿ったものであるかなどの客観的な妥当性や、行政責任の範囲、経費負担のあり方等を十分検討し、公共性、公平性及び透明性を確保し、説明責任を果たせるものについて予算要求すること。行政改革推進委員会から出された「補助金等の見直しに関する提言書」を踏まえた改善に継続的に取り組むほか、「補助金制度に関する指針」及び「補助金等交付規則」とそれぞれの補助金交付要綱との整合性を必ず精査し、その廃止、減額、改善等を検討すること。また、市民等に対し補助金制度の広報を行う場合は、必ず予算の範囲内での交付であることを明記すること。

#### ⑤ 投資的経費

投資効果、他の事業との関連、進捗状況、当該施設完成後の管理運営費等の後年度の財政負担、今後のファシリティマネジメントの方向性を十分に考慮し、補助事業、継続的事業を最優先とし、新規・主要事業ヒアリングで採択されたものについて要求すること。また、毎年度繰越額、不用額が多額となっている事業については、1年間に執行できる事業量を予め検討したうえで執行可能な予算を要求すること。補助事業については（2）

③国・県支出金のところでも記したように、収入が確実に見込める国庫補助金に見合った事業費とし、また、政府の令和元年度補正予算編成の動向に留意すること。

#### ⑥ 特別会計及び企業会計に関する事項

予算編成に当たっては、一般会計に準ずるとともに、特別会計、企業会計としての認識を新たにし、将来にわたる的確な事業計画と収支見通しに基づく徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、収入の確保等を図り、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう最大限の努力をすること。



なお、すでに地方公営企業法が適用されている水道事業、病院事業の独立採算性は当然のこと、令和2年度から地方公営企業法が適用される下水道事業においても、事業の独立採算性を法適用前以上に確保していかなければならないことに留意し、令和2年度以降においても、管渠整備事業箇所を厳選し、事業量及び事業費を抑え、使用料の適正化も検討し、公債費繰出及び基準外繰出の縮減に取り組むこと。

⑦ 各節別事項

下表のとおり

節（細節）	説 明
各節共通	必要理由、積算根拠を必ず用意すること。それが用意できない要求は査定を行わず予算計上を見送ることとする。
1 報酬	<p>① 別紙予算単価表によること。</p> <p>② 審議会等についての開催回数は、原則として実績の範囲内とし、会議内容等の充実を図ること。</p> <p>③ 懇談会等の参加謝礼等は、「報酬」や「旅費」ではなく、「報償費」で計上すること。</p> <p>④ 現行の非常勤の臨時職員及び嘱託職員（嘱託医師を除く）は令和2年度からパートタイム会計年度任用職員となるが、給料部分（時間外勤務部分を含む）は、「報酬」で計上すること。</p>
2 給料	現行の常勤の臨時職員は、令和2年度からフルタイム会計年度任用職員となるが、月給部分は「給料」で計上すること。
3 職員手当等	<p>① 時間外勤務手当については、時間外勤務の縮減に向けた全庁共通の取組事項に則り、事務の手法や配分の見直し、ノー残業デーの徹底等により目標を達成すること。</p> <p>② フルタイム会計年度任用職員については、地域手当、通</p>

節（細節）	説 明
	<p>勤手当、期末手当を計上すること。また、必要に応じて時間外勤務手当を計上すること。</p> <p>③ パートタイム会計年度任用職員については、対象者に限り期末手当を計上すること。</p>
7 賃金	令和2年4月1日以降廃節
8 報償費	<p>① 講師等謝礼については、「講演会等講師謝礼基準」に則り、実績ベースで要求すること。</p> <p>② 各種イベント等における手話通訳や要約筆記については、事前に申込みを受ける等の工夫を凝らし、削減対象として考慮すること。</p>
9 旅費	<p>① 審議会等の視察、大会参加については、その効果について改めてよく検討し、必要な場合のみ計上すること。</p> <p>② パートタイム会計年度任用職員の通勤手当相当分を「費用弁償」として計上すること。</p>
11 需用費  (1) 消耗品費	<p>明確な算出根拠により積算すること。また、効率的な使用を図り、徹底した節減に努めること。</p> <p>① 活用頻度の低い図書の追録、雑誌等の購入については、見直しを行うこと。</p> <p>② 職員用の新聞購読料は計上しないこと。</p> <p>③ 啓発配布物品については、引き続きなお一層の削減に努めること。特に各種イベント等に参加したことに対する謝礼の意味で配布する物品については原則として補助金交付団体に対するものも含めて廃止すること。</p> <p>④ 各種イベントにおける花代は、原則、廃止すること。</p> <p>⑤ 月刊誌等の定期購読については、見直しを行うこと。</p>

節（細節）	説 明
(3) 食糧費	審議会等会議の招集時刻などの工夫により、特に節減に努めること。
(4) 印刷製本費	<p>① カラー印刷の必要性を再度検証し、効果が見込めないカラー化はしないこと。</p> <p>② 廃棄分を考慮し、印刷枚数を抑制すること。</p> <p>③ 見積りを徴取し、庁内印刷との経費比較を行うこと。</p>
(5) 光熱水費	照明は必要な部分のみの点灯とするなど、更に節減を図ること。
(6) 修繕料	<p>① 適正な保守管理に努め、極力節減に努めること。</p> <p>② 保証期間を有効に活用すること。</p>
12 役務費 (6) 保険料	市民総合賠償補償保険を活用すること。この保険の補償保険は、市が主催・共催するほとんどの行事が対象になるので、保険内容等を確認のうえ、他の補償保険との重複加入等がないようにすること。
13 委託料	<p>① 継続業務であっても、価格及び人数、日程、回数等業務内容を再度検討し、業務に支障を来さない範囲で積算すること。また、可能な限り入札の手法を取ることを想定した予算要求とし、経費の節減に努めること。</p> <p>② 計画策定については、できるだけ職員で実施すること。</p> <p>③ 手話通訳や要約筆記が含まれている場合は、報償費同様削減対象として考慮すること。</p>

節（細節）	説 明
14使用料及び 賃借料	<p>① 市が借りている用地の使用料について、買い取りも含め見直すこと。また、使用料の額が、市場賃借料と比べて高すぎないかの検証を行うこと。（調査票に市場価格を明記すること。）</p> <p>市場価格が不明な場合は下記に基づき算出すること。</p> <p>正常な取引価格（相続税路線価÷0.8）×4%＋公租公課</p> <p>② 物品等のリースについては、買い取りも含め見直すこと。</p>
15工事請負費	<p>用地買収が前提となる事業は、施工用地が確保されている工事のみ計上すること。</p>
18備品購入費	<p>① 20,000円以上の物品を原則備品とする。</p> <p>② 予算要求できるものは、新規施設用備品、損傷・老朽に伴う更新及び事務合理化に係る備品を最優先し節減に努めることとする。</p>
19負担金補助 及び交付金	<p>① 補助金の新設、増額は原則として認めないことを基本とする。また、市民等に対し補助金制度の広報を行う場合は、必ず予算の範囲内での交付であることを明記すること。</p> <p>② これまでの行政改革推進委員会の「補助金等の見直しに関する提言」及び平成25年度に実施された補助金等の見直し作業の動向を踏まえて予算要求すること</p> <p>③ 「生駒市補助金等交付規則」、「生駒市補助金制度に関する指針」、「補助金等の見直しに関する提言書」に従い、要綱等を見直すとともに、基準に適合しないものについては、廃止も含めた検討を行うこと。</p> <p>④ 各種協会、団体等への負担金については、加入目的を</p>

節（細節）	説 明
	<p>再検証し、費用対効果の少ないものや本市に恩恵のないものについては、脱会を含め十分検討すること。</p> <p>なお、平成22年度の見直しにより退会した各種協会、団体への復帰、また新規加入は特段の理由がない限り認めない。</p>
28繰出金	<p>下水道事業に対する繰出金は、公債費繰出、建設改良繰出のみとし、管理費に係る繰出しは計上しないこと。</p> <p>また、公債費繰出の増加に伴い管理費はできるだけ節減し、使用料収入の一部を資本費に充当できるよう努めること。</p> <p>国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に対する繰出金は、各繰出基準を原則とするものの、法的義務のない繰出金は、各特別会計の財政状況に応じて予算計上を決定する。</p>

#### （４） 予算枠配分、査定等に関する事項

##### ① 一般財源枠配分額、査定方針

1、2から試算した令和2年度の一般財源の額を基礎として、予算編成の予見性を高めながら、持続可能な歳入の範囲内で歳出予算を編成し、また予算編成上一般財源として扱わない使用料、手数料、諸収入等で各部の増収努力によって歳入予算額が増加する場合、歳出予算額を増額できるように、「一般財源による枠配分予算」を全ての部において引き続き実施する。

この一般財源による枠配分予算を採用するのは、一般行政経費（経常分）とし、この一般行政経費（経常分）に充当可能な一般財源の各部に対する配分額は、社会保障関係費、令和元年10月以降の消費税率改正に伴う税の増等を調整した上で、「表1 一般行政経費（経常分）に対する一般財源配分額」の「経常枠配分額」のとおりとし、一般行政経費（経常分）の要求額に対する一般財源は、各部においてこの配分額以内の額とする。

また、一般行政経費（臨時分）及び投資的経費（表2 投資的経費とする事業一覧）については、各部の一般財源の要求額に上限枠は設けないものとするが、予算査定において、必要性や優先順位等を精査した上で決定していくものとする。

なお、今後の地方財政対策の動向などにより変更する可能性はあるものの、現時点において、市全体で一般行政経費（臨時分）に充当する一般財源は、799,255千円（令和元年度予算799,255千円）とし令和元年度予算と同額を確保するとともに、投資的経費に充当する一般財源は732,349千円（令和元年度予算832,349千円）とし、令和元年度予算より1億円減となるが、令和2年度予算において生駒北学校給食センターに関する事業費（約3.4億円）を投資的経費から経常的経費に振り替えているため、実質約2.4億円の増としている。

また、一般行政経費（経常分）に属する経費を一般行政経費（臨時分）として要求することは認めないので、十分注意すること。新規の経費であっても同様とする。

査定については、すべて一件査定とするが、一般行政経費（経常分）は、4 留意事項が守られていないもの、新規のもの、国、県支出金の廃止等に伴い一般財源で肩代わりするもの、その他特に理由のあるものを中心とした査定を行い、一方、一般行政経費（臨時分）及び投資的経費は、事業効果、必要性、優先順位、公費負担の必要性、積算根拠等により上記の一般財源の額以内に収めるための査定を行う。

## ② 修繕料予算枠の設定

建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった箇所を計画的に進めるため、指定管理者管理運営施設も含み修繕料予算枠50,000千円を確保するものとする。

表1 一般行政経費(経常分)に対する一般財源配分額

令和2年度部別枠配分額一覧

(単位 千円)

令和元年度	A 一般財源 所要額	B うち経常分	C うち臨時分	令和2年度	D 調整額	E=B+D 経常一般財源 所要額(調整分込)	F うち削減対象額	G=F×0.00 シーリング額	B+D+G 経常枠配分額	元年度からの 増減	臨時分
議会事務局	30,371	29,756	615	議会事務局	1,365	31,121	19,093	0	31,121	1,365	
市長公室	109,733	69,485	40,248	市長公室	2,964	72,449	41,519	0	72,449	2,964	
総務部	664,375	519,608	144,767	総務部	-355	519,253	293,797	0	519,253	△ 355	
地域活力創生部	288,091	208,537	79,554	地域活力創生部	337	208,874	165,095	0	208,874	337	
市民部	2,022,041	1,937,862	84,179	市民部	9,762	1,947,624	197,533	0	1,947,624	9,762	
福祉健康部	5,500,212	5,019,989	480,223	福祉健康部	190,268	5,210,257	396,010	0	5,210,257	190,268	
建設部	217,465	149,870	67,595	建設部	-1,022	148,848	142,101	0	148,848	△ 1,022	
都市整備部	519,709	457,090	62,619	都市整備部	1,420	458,510	302,011	0	458,510	1,420	
上下水道部	0	0	0	上下水道部	0	0	0	0	0	0	
教育振興部	2,821,700	3,031,051	-209,351	教育振興部	672,849	3,703,900	1,172,012	0	3,703,900	672,849	
生涯学習部	744,337	717,686	26,651	生涯学習部	9,752	727,438	93,529	0	727,438	9,752	
消防本部	160,457	138,302	22,155	消防本部	5,098	143,400	113,833	0	143,400	5,098	
計	13,970,929	12,279,236	799,255	計	892,438	13,171,674	2,936,533	0	13,171,674	892,438	799,255

D:調整額=社会保障関係費、消費税率改正に伴う増等

F:削減対象額=Bのうち債務負担行為・長期継続契約等の契約済み分及び社会保障関係費等を除いたもの

表2 投資的経費とする事業一覧表

(令和元年度予算 投資的事業)

事業名	事業名
庁舎等整備事業費	公園整備事業費
集会所新築等助成費	生駒山麓公園整備事業費
市営駐車場施設整備事業費	北部地域整備促進事業費
障がい者施設助成費	消防施設等整備事業費
介護保険施設整備事業助成費	小学校施設整備事業費
福祉センター整備事業費	中学校施設整備事業費
私立保育所施設整備助成費	幼稚園施設整備事業費
市立保育所施設整備事業費	生涯学習施設整備事業費
学童保育施設整備費	体育施設整備事業費
健康センター整備費	道路河川災害復旧費
浄化槽設置補助事業費	農地災害復旧事業費
広域廃棄物埋立処分場建設事業負担金	北部地域整備促進事業費
土地改良事業費	
高山竹林園施設整備事業費	
急傾斜地県工事負担金	
バリアフリー整備事業	
橋梁予防保全事業費	
橋梁耐震化事業費	
生活道路安全対策事業費	
企業誘致関連道路整備事業費	
道路新設改良事業費	
河川水路改修事業費	



一般財源による枠配分予算説明図

令和2年度予算歳入歳出見込額(一般会計)

(単位億円)

歳入	市 税 171.6	臨時財政対策債 15.5	地方譲与税・県税交付金 32.8	地方特例交付金 1.1	繰越金、減債基金繰入金等一般財源及び一般財源として扱う財源 7.9	一般財源等計 265.5	特定財源								
一般財源等A							特定財源								
市 税							地方譲与税	臨時財政対策債	地方特例交付金	繰越金、減債基金繰入金等一般財源及び一般財源として扱う財源	一般行政経費経常充当特定財源 各局局要求	一 充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時
265.5 A							各部局要求								
歳出	人事課要求人件費 67.9	人事課要求賃金等 1.8	議員人件費 2.6	公債費 39.6	特殊建築物修繕料 0.5	その他枠配分対象外経費 6.1	枠配分対象外経費 118.5	特定財源							
一般行政経費							特定財源								
枠配分対象外経費							経常				臨時	投資の経費			
人事課要求人件費							枠配分対象経費 各局局要求一般行政経費-枠配分対象外経費-一般行政経費(臨時分)				各局局要求	各局局要求			
118.5 B							8.0 5.4%				7.3 5.0%				
歳出に合わせて歳入を並び替え							C				D	投資の経費			
歳入	一般財源等				一般財源等			特定財源	一財等	特財	一財等	特財			
枠配分対象外経費充当一般財源 B 118.5							一般行政経費経常充当一般財源 (枠配分額)【別紙参照】A-B-C-D 131.7 89.6%			一般行政経費経常充当特定財源 各局局要求	一 充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	一 充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	
							各部局要求								

平成31年度予算(一般会計)

歳入	市 税 171.6	臨時財政対策債 15.1	地方譲与税・県税交付金 27.5	地方特例交付金 1.2	繰越金、減債基金繰入金等一般財源及び一般財源として扱う財源 10.5	一般財源等計 261.2	特定財源							
一般財源等							特定財源							
市 税							地方譲与税	臨時財政対策債	地方特例交付金	繰越金、減債基金繰入金等一般財源及び一般財源として扱う財源	一般行政経費経常充当特定財源 90.0	一 充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時
261.2							8.3 28.2							
歳出	人事課要求人件費 69.0	人事課要求賃金等 1.6	議員人件費 2.5	公債費 41.3	特殊建築物修繕料 0.2	その他枠配分対象外経費 7.4	枠配分対象外経費 122.0	特定財源						
一般行政経費							特定財源							
枠配分対象外経費							経常				臨時	投資の経費		
人事課要求人件費							枠配分対象経費 ① 212.8 80.1%				16.3 6.1%	36.5 13.8%		
122.0							8.3 5.7%				8.3 6.0%			
歳出に合わせて歳入を並び替え							C				D	投資の経費		
歳入	一般財源等				一般財源等			特定財源	一財等	特財	一財等	特財		
枠配分対象外経費充当一般財源 122.0							一般行政経費経常充当一般財源 (枠配分額)【別紙参照】①-② 122.8 88.3%			一般行政経費経常充当特定財源 ② 90.0	一 充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	一 充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時	充 當 行 政 特 定 財 源 臨 時
							各部局要求							